

改正後の条例における第1章「総則」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
<p>(目的) 第一条 この条例は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策に関し必要な事項を定めることにより、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進し、もって障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会(以下「障害者幸住社会」という。)を築くことを目的とする。</p>	<p>項目名：目的 目的：共生社会の実現 内容等 障害を理由とする差別及び障害者に対する社会的障壁の存在が、共生社会を実現するための妨げとなっていることを踏まえる。 共生社会を実現するための施策に関し、基本理念を定めることとする。 県及び県民の責務を明らかにする。</p> <p>共生社会を実現するための施策の基本となる事項を定めることとする。 障害を理由とする差別を解消し、障害者に対する社会的障壁を除去し、及び障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するための取組を推進する。</p> <p>究極の目的は、共生社会の実現とする。</p>	<p>条例制定当時は、ノーマライゼーション理念のもと、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が幸せに暮らすことができる社会の実現を目的としたが、障害者権利条約及び障害者基本法の理念を踏まえ、障害者も障害者でない者も互いに尊重し合いながら共に幸せに暮らすことができる「共生社会」の実現を目的とした。</p> <p>市町村と事業者の責務を外したのは、市町村は、県と同等の地方公共団体であり、県は市町村の責務を規定できないこと、事業者は、広く県民に含めることとしたためである。</p> <p>(参考) 障害者基本法(目的) 第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>
<p>(定義) 第二条 この条例において「障害者」とは、身体又は精神に障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>	<p>項目名：定義 内容等 「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。</p> <p>「共生社会」 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。</p> <p>「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。</p>	<p>日常生活及び社会生活において相当な制限があり、また社会的障壁がある者には、高次脳機能障害や発達障害、難病に起因する障害を有する者も含まれる。このため、障害者の定義をすべての障害者を対象とする内容とした。 なお、ここでいう障害の範囲は、障害者基本法の解釈と同様に、障害者手帳の交付者に限定されるものではない。</p> <p>「障害者」及び「社会的障壁」は、障害者施策の基本法である障害者基本法と同じ定義を用いることとした。</p> <p>「障がい者」「障害者」としなかったのは、国の障がい者制度改革推進会議の結果、障害者の要望や障害学における標記に関する議論等との整合性に配慮しつつ、法令等における「障害」の標記については、当面、現状の「障害」を用いることとされたためである。 また、「障害のある人」「障害のある者」等としなかったのは、条例に規定する場合、法令用語として確率された用語</p>

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
		<p>を採用する必要があるからである。</p> <p>(参考) 障害者基本法(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
<p>(基本的理念) 第三条 障害者が、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることとし、もって障害者幸住社会を実現することとする。</p>	<p>項目名：基本理念 前提：共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること</p> <p>内容等 次に掲げる事項を基本として進める。 ・障害者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・障害者の生活上での選択の機会の確保 ・障害者の意思疎通のための手段を選択する機会の確保 ・全ての県民が障害について知識と理解を深める努力</p>	<p>憲法で保障される基本的人権の理念を踏まえたうえで、障害者が、あらゆる分野に参画できること、地域社会で幸せに暮らすこと、支障なく意思疎通ができることを認識し、さらに障害者及び障害者でない者は、障害についての知識等を深めることを認識して、社会的障壁の解消を進めることとした。</p> <p>障害者基本法で定める基本原理に加え、障害を理由とする差別が発生する要因として、県民の障害に対する知識や理解の不足が認められるため、「全ての県民が障害について知識と理解を深める努力」について基本理念に加えることとした。</p> <p>(参考) 障害者基本法(地域社会における共生等) 第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p>

改正後の条例における第1章「総則」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
<p>(自立への努力) 第四条 障害者は、自ら進んで、その自立を図り、社会を構成する一員として社会経済活動に参加するよう努めなければならない。</p>		<p>障害者は制度やサービスの恩恵を受ける者という風潮を変えるため、条例制定時は、障害者自身の自助努力を強調する必要があったが、20年余りが経過し、障害者が自ら積極的に社会参加する風潮は十分広まっている。また、今後は障害者も障害者でない者とともに共生社会の実現に努めることから規定として残す必要性が薄れている。</p>
<p>(県の責務) 第五条 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p>	<p>項目名：県の責務 主 体：県 内容等 障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁を除去するための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することで、共生社会を実現する。</p>	<p>これまでは、障害者の自立と社会参加を促進する施策の策定等を県の責務としていたが、障害者の自立と社会参加も含め、社会的障壁の除去に係る施策の策定等を県の責務とし、共生社会の実現に向けて、より広く施策を展開することとした。</p> <p>(参照) 障害者基本法(国及び地方公共団体の責務) 第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>京都府(府の責務) 第三条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、共生社会を推進するための施策(以下「共生社会推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。 2 府は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。</p>
<p>(市町村の責務) 第六条 市町村は、県の施策とあいまって、地域における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p>		<p>市町村の責務を定めることは、市町村に義務を課すこととなり、県と市町村は対等の自治体であるという現行の地方自治法の趣旨に沿わないため、この規定は削る。</p>
<p>(事業者の責務) 第七条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策(障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策をいう。次条において同じ。)に協力するものとする。</p>		<p>事業者も県民であること、及び事業者に対して特別に責務を設ける必要性もないことから、県民の責務に含めることとする。</p>

改正後の条例における第1章「総則」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
<p>(県民の責務) 第八条 県民は、障害者の自立と社会経済活動への参加の支援に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するものとする。</p>	<p>項目名：県民の責務 主 体：県民 内容等 基本理念に関する理解を深めること。 県が実施する共生社会を実現するための施策に協力すること。</p>	<p>事業者を含め、すべての県民が共生社会の実現のため、基本理念の理解を深めたうえで、県等が実施する社会的障壁を除去するための施策に協力することとした。</p> <p>(参考) 障害者基本法(国民の責務) 第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>京都府(府民の責務) 第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、府が実施する共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>なし</p>	<p>項目名：市町村との連携 主 体：県 内容等 市町村が共生社会を実現するための施策を実施する場合にあっては、当該市町村と連携するとともに、当該市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>市町村の役割 市町村は、県民の生活にとって身近な自治体であり、福祉サービスの提供など重要な役割を担っている。市町村において共生社会を実現するための施策を進めるにあっては、県は、当該市町村と連携し、情報提供や助言などを行うこととした。</p> <p>(参考) 熊本県(市町村との連携) 第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>
<p>なし</p>	<p>項目名：障害者団体との連携 主 体：県 内容等 障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁を除去するための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するに当たり、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する団体と連携するよう努めるものとする。</p>	<p>関係する障害者団体等との連携強化 社会的障壁を除去するための施策を、行政のみで策定し、及び実施しても効果は薄い。施策の策定の段階から、山梨県障害者社会参加推進センターなどと連携しながら進めることで、共生社会の実現に向けて、効果的な施策を展開することができる。</p>
<p>(財政上の措置) 第九条 県は、第五条の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>項目名：財政上の措置 主 体：県 内容等 共生社会を実現するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>変更なし</p>